

新見市防犯対策支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指すとともに、空き巣や特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラを設置した行政地区等又は市民や、防犯機能付電話機等を購入した市民に対し、予算の範囲内において新見市防犯対策支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、別表第1のとおりとする。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、防犯灯については、新見市小規模多機能自治一括交付金交付要綱（平成31年新見市告示第40号）第2条に規定する地域運営組織の代表及び当該組織の活動区域内に存する者を除く。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第3に掲げるもので、かつ、当該防犯設備工事を市内で営業する工事事業者等が施工するものとする。ただし、個人で設置する防犯カメラ、防犯機能付電話機本体（以下「防犯対策品」という。）の購入はこの限りではない。

（補助金の交付条件等）

第5条 補助金の交付条件及び補助申請台数は、別表第4のとおりとする。

（補助金の交付の制限）

第6条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる購入費及び設置工事に係る経費とする。ただし、消耗品にかかる更新、修繕費用は除く。

- （1） 防犯対策品
- （2） 電源・配線等の電気工事一式に要する経費
- （3） 防犯カメラを構成する機器に要する経費
- （4） 防犯灯・防犯カメラを設置するための専用柱等に要する経費
- （5） 電力会社等に対しての申請等に要する経費
- （6） その他必要な経費（更新設置の場合における撤去費用を含む。）

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、別表第5のとおりとし、個人へ補助金を交付する場合は、相当額を地域ポイントで交付するものとする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 防犯灯及び防犯カメラについて、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は新見市防犯対策支援事業補助金交付申請書（様式第1-1号）に別表第6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 防犯機能付電話機について、申請者は新見市防犯対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1-2号）に別表第6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（新見警察署への協議）

第10条 市長は、前条の規定により防犯カメラ設置にかかる申請があったとき（団体で新規設置の場合のみ。）は、新見警察署長へ意見を求めるものとする。その際、防犯カメラ設置にかかる警察署長意見聴取書（様式第3号）を新見警察署へ提出するものとし、申請者、市、警察署、その他（施工業者等）が一堂に会し、効果的な設置場所や撮影範囲等について現地で調査・協議を行うものとする。

2 新見警察署長は、調査・協議した結果を、防犯カメラ設置にかかる警察署長意見書（様式第4号）により市長へ報告するものとする。

（補助金の交付決定等）

第11条 市長は、防犯灯及び防犯カメラについて、第9条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、新見市防犯対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第5-1号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、防犯機能付電話機について、第9条第2項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとし、新見市防犯対策支援事業補助金交付決定及び地域ポイント付与通知書（様式第5-2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は前2項の規定による補助金の交付の決定にあたっては、必要な条件を付することができる。

4 市長は、検討の結果、補助金の交付が適当でないと認めたときは、新見市防犯対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（変更時の承認申請）

第12条 補助対象者は、当該補助事業等の内容その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは、新見市防犯対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査等により適当であると認めるときは、遅滞なく、補助対象者に、新見市防犯対策支援事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第8号）により通知する。

（実績報告）

第13条 補助対象者は、当該補助事業（防犯機能付電話機を除く。）が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して30日以内又は事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに新見市防犯対策支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、別表第7に掲げる書類を添えて市長に報告しな

ければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、新見市防犯対策支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の交付等）

第15条 前条の規定により確定通知書を受けた者は、新見市防犯対策支援事業補助金交付請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助金等交付決定書又は補助金等確定通知書の写し

（2） 団体については、振込先口座の通帳（口座番号が記載されている頁）の写し

（3） 個人については、請求者名義の新見市オリジナルICOCAの番号欄の写し

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとし、個人が設置する防犯カメラについては、新見市防犯対策支援事業補助金地域ポイント付与通知書（様式第13号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

（1） この告示に違反したとき。

（2） その他不正の事実が認められたとき。

（補助金の返還）

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、新見市防犯対策支援事業補助金返還通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（検査）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された防犯対策品設置工事等について検査を行い、又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（画像情報等の提供）

第19条 補助対象者は、警察による犯罪捜査等のため、防犯カメラの画像等の提供を求められた場合、ガイドラインに沿って適切に対応するものとした上で、当該画像等を提供しなければならない。

2 市長は、補助対象者が設置した防犯カメラの設置場所について、新見警察署へ設置場所等の位置情報を提出することができる。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(関連要綱の廃止)
- 2 新見市防犯灯設置事業補助金（平成 2 9 年新見市告示第 1 0 1 号）は廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

用 語	意 義
防犯灯	夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止するための夜間照明灯であって、その光源に L E D ランプを使用するもの
防犯カメラ	ア 屋外において不特定多数の人を撮影するため、継続的に設置され、個人の識別が可能な画像を撮影するもの イ 犯罪の防止を目的に設置されたもの ウ 画像等（画像と一体的に記録された音声を含む。）を記録用媒体に保存するもの
防犯機能付電話機	ア 通話の内容を自動的に録音する機能及び相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有するもの イ 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能を有するもの
新規設置	補助事業者が新たに設置を行うことをいう。
更新設置	本告示に基づく補助を活用して新規設置をした後、補助事業者が第 5 条に掲げる年数を経過したもの等について更新することをいう。

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象者	内 容
行政地区等の代表者 (以下「団体」という。)	ア 行政地区又は防犯灯組合等の代表者 イ 地域振興会及び地域団体等の代表者 ウ その他市長が必要と認める団体の代表者
市民 (以下「個人」という。)	ア 補助金の交付申請日時時点で、本市に住民票を有する者 イ 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成 2 4 年新見市条例第 2 8 号）第 2 条第 1 項に規定する特別措置の対象とならない者 ウ 新見市暴力団排除条例（平成 2 3 年新見市条例第 3 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当しない者

別表第 3（第 4 条関係）

防犯対策品	内 容
防犯灯	次に掲げる地域の道路等を照明するため新規設置または更新設置する事業 (1) 市道 (2) 前号以外で受益者が 2 戸以上関係している道路 (3) その他市長が必要と認めるもの
防犯カメラ	地域の道路等を撮影するため新規設置または更新設置する事業で

	あって、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。 (1) 犯罪防止の目的で、不特定多数の人が利用する、道路・公園等、又は自宅前・玄関前等を撮影するものであること。 (2) 設置場所・条件に応じて、防犯カメラが十分な性能を有すること。 (3) 平成25年3月に岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って管理・運用がなされること。
--	--

別表第4 (第5条関係)

防犯対策品	交付条件	申請台数上限
防犯灯	ア 新規設置する場合は、第4条の規定を遵守すること。 イ 更新設置する場合は、新規設置に係る第9条第1項の規定による申請の日(以下「申請日」という。)が、更新設置の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年程度経過していることに加え、その修繕のみでは機能を維持出来ない状態であること。 ウ 新見市防犯灯設置事業補助金(平成29年新見市告示第101号)の交付を受けた防犯灯については、イの経過年数以降に本補助金の交付を受けることができるものとする。 エ 自然災害等で破損・故障した場合は、イの経過年数以内の更新設置も可能とする。	なし
防犯カメラ	ア 新規設置する場合は、第4条の規定を遵守すること。 イ 更新設置する場合は、申請日が新規設置の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起	ア 団体が設置する場合は、一の団体につき当該年度2台まで
	算して6年程度経過していることに加え、修繕のみでは機能を維持出来ない状態であること。 ウ 自然災害等で破損・故障した場合は、イの経過年数以内の更新設置も可能とする。 エ 個人で設置する場合は、設置完了日において満65歳以上の者のみの世帯であること。	イ 個人が設置する場合は、一世帯につき1台まで
防犯機能付電話機	ア 新規設置する場合は、第4条の規定を遵守すること。 イ 更新設置する場合は、申請日が新規設置の完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して6年程度経過していることに加え、その修繕のみでは機能を維持出来ない状態であること。	一世帯につき1台まで

	ウ 新見市特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金（令和元年新見市告示第 5 3 号）の交付を受けた防犯機能付電話機については、イの経過年数以降に本補助金の交付を受けることができるものとする。 エ 自然災害等で破損・故障した場合は、イの経過年数以内の更新設置も可能とする。 オ 購入日において満 6 5 歳以上の者のみの世帯であること。	
--	---	--

別表第 5 （第 8 条関係）

防犯対策品	補助対象者	補助金額 ・補助率	補助金上限額	摘 要
防犯灯	団体	1 台につき 1 5 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	事業対象経費が補助金額を下回る場合は、その金額
防犯カメラ	団体	補助対象経費 の 2 分の 1	2 0 0 , 0 0 0 円	補助金上限額又は補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額のいずれか低い額
	個人		5 0 , 0 0 0 円	補助金上限額又は補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額のいずれか低い額
	個人		5 , 0 0 0 円	補助金上限額又は補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額のいずれか低い額
防犯機能付電話機	個人			
				額のいずれか低い額

別表第 6 （第 9 条関係）

防犯対策品	添付が必要な書類
防犯灯	ア 防犯対策品設置計画書（様式第 2 号） イ 防犯灯の購入費及び設置費用に係る見積書の写し ウ 設置する防犯灯の概要が分かる図面・カタログ等の写し エ 防犯灯設置場所の位置図及び現況写真 オ 土地所有者又は建物所有者の承諾書の写し（新たに専用柱を設置するもの又は建物に設置するものに限る。） カ その他市長が必要と認める書類
防犯カメラ	ア 防犯対策品設置計画書（様式第 2 号）

	イ 防犯カメラの購入費及び設置費用に係る見積書又は金額が分かるものの写し ウ 設置する防犯カメラの概要が分かる図面・カタログ等の写し エ 防犯カメラを設置する場所の位置図及び現況写真 オ 納税等状況調査同意書（個人が設置する場合のみ。） カ 土地所有者又は建物所有者の承諾書の写し（新たに専用柱を設置するもの又は建物に設置するものに限る。） キ 自己の所有する住宅以外の住宅に居住している者が補助金の交付を受けて防犯カメラを設置しようとする場合は、当該住宅の所有者の承諾書の写し ク ガイドラインに規定のあるもののうち、次に掲げる事項が規定されている防犯カメラ管理・運用規程（案）（団体で新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合でも代表者等の変更があった場合には提出を要する。） （ア） 設置目的の設定と目的外利用の禁止 （イ） 設置場所、撮影範囲 （ウ） 防犯カメラを設置している旨の表示 （エ） 管理責任者及び操作取扱者の指定 （オ） 設置者等の責務 （カ） 撮影された画像等の適正な管理 （キ） 撮影された画像等の提供の制限 （ク） 秘密の保持 （ケ） 保守点検等 （コ） 問い合わせ、苦情等への対応 ケ 防犯カメラの管理・運用についての確約書（新規設置の場合のみ。ただし、更新設置の場合でも代表者・世帯主等の変更があった場合には提出を要する。） コ その他市長が必要と認める書類
防犯機能付電話機	ア 防犯機能付電話機の購入費に係る領収書又はレシートの写し イ 設置する防犯機能付電話機の概要が分かる図面・カタログ等の写し ウ 納税等状況調査同意書 エ 申請者名義の新見市オリジナル I C O C A の番号欄の写し オ その他市長が必要と認める書類

別表第 7 （第 1 3 条関係）

防犯対策品	添付が必要な書類
防犯灯	ア 防犯対策品設置実績書（様式第 1 0 号） イ 防犯対策品設置経費の支出に係る証拠書類の写し ウ 防犯対策品設置後の現況写真 （防犯灯本体及びその照明範囲が分かるもの） エ その他市長が必要と認める書類

防犯カメラ	ア 防犯対策品設置実績書（様式第 10 号） イ 防犯対策品設置経費の支出に係る証拠書類の写し ウ 防犯対策品設置後の現況写真 （防犯カメラ本体、録画装置、撮影範囲及び防犯カメラを設置している旨の表示が分かるもの） エ 防犯カメラ管理・運用規程（団体のみ） オ 防犯カメラの撮影範囲に付近の住宅等が含まれる場合は、当該住宅の所有者の同意を得る必要があることから、同意を得たことを証する同意書の写し カ その他市長が必要と認める書類
-------	---